

第32回 北海道サッカーリーグ開催要項

- 1 主 催 (財)北海道サッカー協会
北海道社会人サッカー連盟
- 2 主 管 各開催地区サッカー協会及び各地区社会人サッカー連盟
- 3 開催期日 平成21年5月10日～9月13日
- 4 参加料 335,000円
- 5 参加資格

(財)日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に登録を完了した第一種チーム(ただし、J1、J2及びJFL所属、大学連盟、専門学校連盟、高等専門学校連盟に加盟登録したチームを除く。)であって、次の条件を満たすチームに限る。

- (1) 参加選手は、他の事業体チーム或いは他のクラブチームと二重に登録されていないこと。
- (2) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(財)日本サッカー協会にクラブ申請が認可されたチームの選手は除く。
- (3) 外国籍選手の登録は、1チーム3名以内とする。
- (4) 全国地域サッカーリーグ決勝大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。
- (5) 東日本社会人サッカー大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。
- (6) 国民体育大会への出場権を得た場合、必ず出場できるチームとする。

6 選手エントリー

- (1) 前項の参加資格を有したチームの選手をいう。
- (2) 選手エントリーは、当該年度開幕戦の3週間前までとし、リーグ戦終了まで有効とする。
- (3) 選手の登録・削除又は追加登録の手続きは、チームが属する地区協会に行い、出場しようとする試合の7日前までに、(財)北海道サッカー協会に登録が完了していなければ出場できない。
さらに、前記手続き完了後、出場しようとする試合の5日前までに、北海道社会人サッカー連盟へ「選手追加登録届」に所定事項を記載して提出し、手続きが完了しなければ出場できない。
- (4) ユニフォームは、正・副2着以上を登録し、常に携行していなければならない。また、背番号は正・副同一番号とし、チーム全体は1番からの通し番号を原則とする。
- (5) 同一選手が同一チームで同一シーズン中に2つ以上の背番号で出場することは出来ない。
- (6) 同一チーム内において同一シーズン中に1つの背番号で二人以上の選手が出場することが出来ない。

7 競技規則

- (1) 平成21年度(財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
但し、以下の項目については特に本大会用として大会規定を定める。
 - ① プレーの時間：90分(前・後半45分)
 - ② ハーフタイムのインターバル：15分
 - ③ 交代できる数 4名
 - ④ 交代要員の数 7名
 - ⑤ テクニカルエリア：設置する
戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1名の役員が伝えることができる。
指示を与えた後は所定の位置に戻らなければならない。必要な場合は通訳の同行が認められる。
 - ⑥ ベンチに入ることができる人数：13名(交代要員7名、役員6名)
 - ⑦ 第4の審判員：任命する。
 - ⑧ ロスタイムの表示：実施する。
 - ⑨ 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許される役員の数：2名
 - ⑩ 大会使用球：モルテン アセンテックヴァンタッジオ
- (2) 試合に出場する選手は、(財)日本サッカー協会発行の選手証を必ず携行し、選手エントリー用紙と共に本部に提出すること。未提出の選手は、その試合に出場することは出来ない。

8 リーグ編成

下記のとおり6チーム編成とする。

- (1) 平成20年度北海道サッカーリーグ成績上位5チーム。
- (2) 平成20年度北海道ブロックリーグ決勝大会優勝チーム。

9 組合せ及び日程

- (1) ホームアンドアウェイ方式を行う。
- (2) リーグ日程は、主管地区協会と協議のうえ、原則として、開催日3週間前までに決定する。
- (3) 1節あたりの試合開始時間、順序は北海道サッカーリーグ運営委員会において決定する。
- (4) 試合が両チームの責任に因らない事情により成立しなかった場合は再試合を行う。

試合会場・日時等はリーグ運営委員長、各会場責任者、両チームの運営委員の協議により決定することとするが、協議が調わない場合はリーグ運営委員長及び各会場責任者の協議により決定することとする。

- (5) 再試合に際し会場費等、ホームゲーム開催に関する費用が別途発生する事情がある場合はホームチームの負担とし、その他移動・宿泊等に関する費用は、各チーム独自に負担することとする。

10 順位の決定方式

次の方法により決定する。

- (1) 勝ち点(勝ち; 3点、引分け; 1点、負け; 0点)
- (2) 全試合のゴールデフェレンス(総得点-総失点)
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 該当チームの対戦成績(アウェイゴールを採用する)
- (5) 以上により確定することができない場合には、北海道社会人サッカー連盟において決定する。

11 表彰

次のとおり団体及び個人表彰を行う。

(1) 団体表彰

優勝	賞状:(財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 優勝杯:(財)北海道サッカー協会 優勝旗:北海道社会人サッカー連盟 トロフィー:北海道社会人サッカー連盟
第2位	賞状:(財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー:北海道社会人サッカー連盟
第3位	賞状:(財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー:北海道社会人サッカー連盟
フェアプレーチーム賞	賞状:(財)北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟 トロフィー:北海道社会人サッカー連盟

(2) 個人表彰

最優秀選手賞(MVP)	賞状及びトロフィー:北海道社会人サッカー連盟
得点王	〃
アシスト王	〃
ベストイレブン賞	〃
最優秀新人賞(新人王)	〃
優秀新人賞	〃
監督賞	〃
優秀運営委員賞	〃
優秀スタッフ賞	〃
特別賞	〃

12 入 替

- (1) 平成21年度北海道サッカーリーグ成績1位から4位チームは、平成22年度の北海道サッカーリーグへ編入する。
- (2) 平成21年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会優勝チーム及び準優勝チームは、平成22年度の北海道サッカーリーグへ編入する。
- (3) 平成21年度北海道サッカーリーグ成績5位6位チームは、平成22年度の当該チームの所属する北海道サッカーブロックリーグに降格する。
- (4) 事情により、チームの昇格、除籍又は脱退が発生しチーム数が定数に満たない事になった場合は、平成21年度の北海道サッカーリーグの成績及びブロックリーグ決勝大会の成績により、北海道社会人サッカー連盟常任理事会において参加チームを決定する。
- (5) 北海道社会人サッカー連盟においてJFL及びJリーグを目指すチームとして特に認められたチームは、特別参加枠チームとして北海道サッカーリーグに参加することが出来る。

13 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) ホームチームは、1週間程度前までに主管地区協会及び社会人連盟へ審判員の派遣を依頼すること。
- (3) 審判資格は、2級以上とする。
但し、副審及び第4の審判は地区協会に於いて特に推薦している3級審判員が担当することを認める。
- (4) 各審判員への報酬は別に定める。

14 競技記録及び公式記録員

- (1) 本リーグの競技記録はホームチームが、(財)北海道サッカー協会が認定した公式記録員を配して行うこと。
- (2) 競技記録は、公式記録員1名及び補助員2名以上で行うこと。
- (3) 競技記録の担当者は、試合開始40分前までに本部席に集合し、記録に必要な諸準備を行うこと。
公式記録員は、試合終了後ただちに記録内容を確認し、記録用紙に両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの署名をもらうこと。
- (4) 完成した記録用紙は会場運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議、訂正は原則認めない。

15 会場運営

- (1) 会場準備、後片付け及び試合運営は、ホームチーム運営委員の下にホームチームが責任をもって行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備、後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会役員及び社会人サッカー連盟役員と打ち合わせを行うこと。
- (3) 会場の準備は試合開始予定時間の90分前から行い、試合開始予定時間の30分前までに終了すること。また、後片付けは試合終了後速やかに行い、30分以内を目途に終了すること。
- (4) 会場準備及び後片付けは、7名以上で行うこと。
- (5) 会場準備、後片付け及び試合運営に必要な業務は次のとおりとする。
 - ① 本部テント、審判員テントの設営、机及び椅子の配置
 - ② ピッチの作成、ゴールの設置、コーナーフラッグの設置、第4の審判員席の配置
 - ③ 審判員用の飲料水及びタオル等の準備
 - ④ 使用資器材の撤収、試合会場内・外のゴミ等の回収
- (6) 応急手当の為の医薬品等は各チームが自己責任で準備することとする。

16 罰 則

- (1) 警告、退場の処置
 - ① 警告又は退場者が発生した場合の処置については、北海道サッカーリーグ運営要項細則により処置する。

- ② その後の処置については、北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会にて裁定する。
- (2) 棄権チームの処置
- ① 棄権した場合、原則としてそのチームを除籍処分とし、次年度以降の出場を停止する。
 - ② 特別な事由により棄権した場合、北海道社会人サッカー連盟が調査し、不可抗力であると認められた場合は再試合を行う。
この場合、これに伴う試合会場の確保、審判員の手配及び諸経費については、当該チームが負担するものとする。
 - ③ 棄権試合の場合の成績は、対戦相手チームに得点3、勝ち点3を与える。
 - ④ 試合成立の必要人数は、1チーム7名以上とする。
- (3) 本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、原則として当該チームを除籍とし、その後の処置については、北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会にて裁定する。
- (4) 試合の前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置は、北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会にて裁定する。
- (5) シーズンを通して、本リーグの秩序を乱すような悪質な言動があった場合、その後の処置は、平成21年度(財)日本サッカー協会懲罰規定に基づいて北海道リーグ規律フェアプレー委員会において裁定し、北海道社会人サッカー連盟及び(財)北海道サッカー協会に報告する。

17 全国地域サッカーリーグ決勝大会及び東日本社会人サッカー大会への出場

- (1) 全国地域サッカーリーグ決勝大会への出場チームは、本リーグ上位チーム又は北海道社会人サッカー連盟が推薦するチームとする。
尚、全国地域サッカーリーグ決勝大会に出場するチームの選手は、本リーグの最小限約3分の1の試合数を当該チームに在籍していなければならない。追加登録期限は別途による。
- (2) 平成21年度北海道サッカーリーグ(第5節終了時点)首位チームは、国民体育大会への出場権を得る。
- (3) 平成21年度北海道サッカーリーグ(第5節終了時点)首位チームは、東日本社会人サッカー大会への出場権を得る。
- (4) 棄権したチームは、**16 罰則** に準じて処分する。

18 マッチコミッショナー

- (1) 各試合にマッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは、試合開始60分前にマッチミーティングを開催する。マッチミーティングには、マッチコミッショナー、会場運営責任者、審判員、各チーム監督及びホームチームの運営委員が出席すること。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催(試合中を含む。)におけるトラブル等が発生した場合、北海道社会人サッカー連盟に対して、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

19 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務付ける。ただし、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、助監督が監督代理を行うことができる。
この場合、事前に北海道社会人サッカー連盟に届け出て許可を受けなければ成らない。
緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に理由書を提出すること。
- (2) チーム監督が長期不在となる場合は、監督の登録・削除の手続きはチームの所属する地区協会に行い、(財)北海道サッカー協会に登録が完了後、北海道社会人サッカー連盟に対し2日前までに「監督変更届」を提出し承認を得なければ成らない。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録されたコーチをベンチ入りさせること。
- (4) 監督代理ができる者は助監督のみとし、事前に登録された者2名の中から行うこと。
- (5) 上記の(1)から(4)に違反した場合、当該チームは次節の1試合を出場停止とする。この場合の成績は、対戦相手チームに得点3、勝ち点3を与える。

(6) ユニフォームに関しては、(財)日本サッカー協会のユニフォーム規定に従うこと。

20 開催要項内規

今後、クラブチーム化、Jリーグ百年構想に基づきホームタウンを目指すチームが増え、チーム名称変更・登録地移転等を行うチームが想定される為、北海道サッカーリーグ運営要項内規として次の事項を定める。

(1) チーム名称の変更等について

- ① シーズン中の名称変更は認めない。
- ② 該当年度、前年の12月末日までに、申請書を北海道社会人サッカー連盟事務局に提出すること。
- ③ 北海道社会人サッカー連盟常任理事会及び理事総会で承認されること。

(2) 協会登録地の移転等について

- ① シーズン中の登録地移転は認めない。
- ② 事前に北海道社会人サッカー連盟に移転の目的等を書面にて提出すること。
- ③ 該当年度、前年の12月末日までに、両地区協会に申請書を提出し承認を受けること
- ④ 両地区協会の移転承諾書を、該当年度の1月末日までに、連盟事務局に提出すること
- ⑤ 北海道社会人サッカー連盟常任理事会及び理事総会で承認されること。

21 附 則

- (1) 本リーグの運営を円滑にするために次の会議を置く。
北海道サッカーリーグ運営委員会
- (2) 北海道サッカーリーグ運営委員会規定は別に定める。